③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

年齢区分 / 掛金総額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～27,500円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

３．「掛金総額」は、事業主掛金額及び企業型加入者掛金額の総額をいう。

４．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数をいう。

５．「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第244号。以下「令和３年改正政令」という。）附則第２項の経過措置をいう。

17. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（　　）

①他制度加入者以外の者（令第11条第１号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								